日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのWG（検討状況）

令和８年11月 日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ

資料1

1 WGの設置

【令和８年７月２４日外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議座長決定（抜粋）】

○ 外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）の下、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和８年１月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、日本語・生活学習プログラム（仮称）を試行・導入するに当たっての必要な視点、方向性及び留意事項等を調査し、有識者会議に調査結果を報告することを目的として、日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2 構成員

座 長	高橋　　進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	四方　　光	中央大学法学部教授
	田村　太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所代表理事
	戸田　佐和	公益社団法人国際日本語普及協会理事長
	浜田　麻里	京都教育大学教育学部教授
	結城　　恵	群馬大学特別教授・名誉教授

（座長以外50音順）

3 開催実績

○ **第１回（令和８年８月１８日（火））**
（１）日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループの開催について
（２）外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの検討に関する「法務大臣政務官ＰＴ報告書」及び諸外国調査結果についての報告
（３）主な論点に関する議論

○ **第２回（令和８年９月１８日（金））**
（１）地方公共団体ヒアリング（愛知県・山梨県・神戸市・今治市）
（２）主な論点に関する議論

○ **第３回（令和８年１０月２０日（火））**
（１）関係者ヒアリング（経団連・日商・民間支援団体CINGA・在留外国人）
（２）主な論点に関する議論

→ 有識者会議への調査結果の報告

日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのWG（検討状況）

4 議論状況（論点）

学習プログラムに関する「法務大臣政務官ＰＴ報告書」の論点整理を踏まえて議論

（１）基本理念
▶秩序ある共生社会の実現、地域社会との摩擦やトラブルの予防による社会の「受容度」の向上、ICTを活用し入国前から受講可能、国と地方との役割分担、既存の取組との連携

（２）プログラムの基本的な構成
▶Aコース（入国前・直後、基礎的内容）、Bコース（中期以降、発展的内容）の設定
▶在留資格ごとに受講の必要性を検討
▶国による体系的な学習内容

（３）学習内容
▶（日本語）「日本語教育の参照枠」を参照した「生活Can Do」ベース
▶（生活学習）「生活・就労ガイドブック」をベースとして追加を検討

（４）受入れ機関の役割
▶学習機会の確保・環境の整備、外国人本人と帯同家族の受講促進

（５）地方公共団体の取組との関係
▶国との役割分担及び連携、財政支援のほか人材確保・育成等に係る支援の検討

（６）在留審査への反映
▶在留審査・帰化手続における受講状況や理解の確認

（７）環境整備（実施体制、既存制度の活用、アセスメント）

（８）その他（費用負担等）

5 ヒアリング結果（抜粋）

（１）地方公共団体（以下「地公体」）からの御意見
○ 在留審査と連動した学習プログラムの提供を地公体が実施するのは、マンパワー・財源の不足等の問題があるため、国をプログラム実施主体とし、地公体は補完的役割を担うべき
○ 散在地域を含め、地域の実情に応じて国による積極的かつ柔軟な支援が必要
○ 対面講習等に不利な環境にある地域では、オンライン実施が必要
○ 地公体や地域日本語教室の従来の取組を尊重すべき
○ 地域の実情（産業・慣習等）を反映したものとすべき
○ 受入れ機関は、家族の受講支援を含め一層の責務を果たすべき
○ 日本語教員の数を確保すべき
○ プログラム受講の動機付けとして在留審査へ反映させるとともに、外国人が自ら行政に必要な情報を求める仕組みも必要

（２）経済団体からの御意見
○ 受講対象者について、必要性や受講負担を踏まえ、在留資格、長期在留の意思等に応じた丁寧な検討が必要
○ 受入れ機関は、プログラムの周知、受講状況の確認や受験機会の配慮等に努めるとともに、好事例の共有等を通じて、受入れ機関の自主的な取組を促進

（２）経済団体からの御意見（続き）
○ 労働者派遣の場合は、派遣元事業主が責任を負うべき
○ 受入れ機関に対しては、一律に法的義務を課すのではなく、まずは努力義務とすることが適当
○ 応益負担の観点から、受益者である外国人本人が一定の費用負担が基本
○ 受入れ機関は既に一定の責任を果たしており、新たな負担への対応は難しく、国からの支援が重要
○ 学習意欲を高めるため、在留審査等の評価に組み込むべき

（３）民間支援団体からの御意見
○ 相談内容を分析しニーズに応じた内容を学習できる仕組みとすべき。学ぶ権利を保障すべき
○ 受入れ機関による労働環境の整備が必要
○ 本人に費用負担させる場合には、学びの方法を選択可能に
○ 地域日本語教室の社会包摂的機能の重要性を再評価すべき
○ 住民同士の相互理解の促進等が重要

（４）在留外国人からの御意見
○ 仕事や子育てなど生活状況に応じて学べる仕組みが必要
○ 受講できなかった場合の支援や、学び直しの機会が必要